

1. 目的

本要項は、患者の尊厳の保持および療養環境の質の確保を図るとともに、患者と家族等の交流の機会を適切に保障し、院内感染防止との両立を実現することを目的とします。

2. 基本方針

本院では、患者の療養上の利益および退院支援の観点から、原則として面会を可能とします。

ただし、患者または他の患者等の安全確保や感染防止の観点から、やむを得ない場合には必要最小限の範囲で面会を制限することがあります。

3. 面会時間

面会時間は以下のとおりとします。

14：00～20：00

※患者の状態や病棟運営上の必要に応じて調整する場合があります。

4. 面会人数、面会時間および場所

- (1) 面会人数は 原則 1～2名程度までとします
- (2) 3名以上での面会を希望する場合は、事前に病棟スタッフへ申し出てください
- (3) 面会時間は 1回あたり 30分を目安とします
- (4) 歩行可能な患者は、原則としてデイルームで面会をお願いします
- (5) デイルームへの移動が困難な患者については、病室での面会を認めます
- (6) 患者の状態、病室環境、病棟の混雑状況や感染症発生状況等により面会方法を調整する場合があります

5. 面会時の遵守事項

面会者は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) 発熱や咳等の症状がある場合、インフルエンザや新型コロナ陽性者との接触後数日以内は、面会をご遠慮ください
- (2) 手指衛生およびマスク着用を徹底すること
- (3) 病棟職員の指示に従うこと
- (4) 面会時間および人数の目安を守ること
- (5) 感染予防のため、小さなお子様の面会はお断りしています
- (6) 食べ物の差し入れをされる際は、事前に医師・看護師に確認すること
- (7) 生花の持ち込みは固くお断りいたします

6. 面会制限の基準

以下の場合には、本院の院内感染対策等において面会を制限する必要があると判断し、患者およびその家族等に病院ホームページ、院内掲示等で周知したうえで面会を制限または中止することがあります。

- (1) 感染症の発生または流行時
- (2) 患者の病状（重篤、免疫低下等）により感染リスクが高い場合
- (3) 集中治療室等、特別な管理が必要な病棟に入院している場合
- (4) 病院職員の集団感染時（多数の職員が感染症に罹患し、安全な運営が困難な場合）
- (5) その他、患者または他の患者等の生命・身体の安全確保のため必要と判断した場合

【運用上の留意事項】

- * 制限を行う場合でも、患者の権利や療養上の利益を考慮し、必要最小限の範囲にとどめます。
- * 地域の感染状況や院内の発生状況の変化に応じて、速やかに面会制限の解除を検討します

7. 周知

本要項は、院内掲示、入院案内等により患者および家族に周知します。